

議案第 29 号

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年 3 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表ごみの項中

「

一般家庭から 臨時に搬入さ れるもの	搬入量から100kgを控除した残量10kg（10kg未満は、 10kgとみなす。）につき 80円
事業活動に伴 い排出され搬 入されるもの	搬入量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき 160円

を

「

一般家庭から 臨時に搬入さ れるもの	搬入量10kg（10kg未満は、10kgとみなす。）につき 160円
事業活動に伴 い排出され搬 入されるもの	同上

に

改める。

附 則

この条例は、平成24年10月 1 日から施行する。